

適合証明(フラット35)料金表

令和7年10月1日改定
株式会社 技研

- ・全て税込金額です。
- ・他の制度と同時検査を行えない現場検査には出張費が発生します。
- ・令和7年3月以前に着工している場合は、同年4月以後の設計検査申請分であっても旧料金となります。

新築住宅・賃貸住宅(一戸建て等)

表1(フラット35S申請の場合は、表1の料金に表2の料金を加算)

		設計検査	中間現場検査※1	竣工現場検査※1	合計	
					通常の手続き	中間省略
通常申請	当機関に確認申請した場合	11,000	16,500	16,500	44,000	27,500
	当機関以外に確認申請した場合	33,000	33,000	33,000	99,000	66,000
竣工済特例	当機関に確認申請した場合	16,500		22,000	38,500	
	当機関以外に確認申請した場合	44,000		33,000	77,000	

※1 建築基準法の検査と同時に出来ない場合は「当機関以外に確認申請した場合」の料金とする。

表2(複数選択される場合は、S基準毎に加算)※2

		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	合計	
					通常の手続き	中間省略
ZEH 省エネルギー性	BELS評価書等を利用せず審査が必要な場合	55,000	22,000	22,000	99,000	77,000
	他機関のBELS評価書等を利用する場合	33,000	22,000	22,000	77,000	55,000
	上記以外	11,000	11,000	11,000	33,000	22,000
耐震性	当機関で構造審査を実施した場合	5,500	5,500	5,500	16,500	11,000
	上記以外	33,000	5,500	5,500	44,000	38,500
バリアフリー性		33,000	11,000	11,000	55,000	44,000
耐久性・可変性		5,500	5,500	5,500	16,500	11,000

※2 下記書類の提出による場合は表2の加算はありません。

フラット35S(金利Aプラン)省エネルギー性…認定低炭素住宅等であること、性能向上計画認定住宅であることを証する書類

フラット35S(金利Aプラン)耐久性・可変性…長期優良住宅であることを証する書類

新築住宅・賃貸住宅(共同建て)

表3

		設計検査	竣工現場検査	合計
当機関に確認申請した場合	棟当たり(20戸未満)	220,000	264,000	484,000
	戸当たり(20戸以上)	11,000	13,200	24,200
当機関以外に確認申請した場合	棟当たり(20戸未満)	330,000	440,000	770,000
	戸当たり(20戸以上)	16,500	22,000	38,500
当機関に住宅性能評価申請があり一定の基準を満たす場合 (フラット35登録マンションの場合に限る)			11,000	11,000

※3 住戸数が100戸を超える場合は別途見積りとなります。

注1 変更が発生した場合は5,500円/戸がかかります。

注2 再検査が発生した場合は14,300円/件がかかります。

注3 再発行が必要な場合は5,500円/戸がかかります。

出張費(新築住宅・賃貸住宅)

表4

エリアⅠ	大阪府(府下全域) 兵庫県(神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、川西市、猪名川町) 京都府(京都市、向日市、長岡京市、城陽市、宇治市、久御山町、八幡市、大山崎町、精華町、木津川市、井手町、京田辺市) 奈良県(奈良市、生駒市、斑鳩町、平群町、三郷町、安堵町、王寺町、河合町、広陵町、上牧町、大和郡山市、香芝市、川西町、三宅町、大和高田市、田原本町、天理市)	発生しない
エリアⅡ	兵庫県(三田市) 奈良県(桜井市、橿原市、葛城市、御所市)	5,500
エリアⅢ	兵庫県(明石市、三木市、篠山市) 京都府(亀岡市、南山城村、京丹波町、南丹市、笠置町、和束町、宇治田原町) 奈良県(五條市、大淀町、吉野町、下市町、宇陀市、明日香村) 和歌山県(和歌山市、橋本市、九度山町、かつらぎ町、紀の川市、岩出市) 滋賀県(大津市、草津市)	11,000
エリアⅣ	兵庫県(稲美町、播磨町、加古川市、加西市、小野市、加東市、西脇市、高砂市、多可町、丹波市、淡路市、洲本市) 奈良県(曽爾村、御杖村、天川村、野迫川村、旧月ヶ瀬村、旧都祁村、山添村、黒滝村、東吉野村、川上村) 和歌山県(紀美野町、海南市、高野町) 滋賀県(近江八幡市、竜王町、甲賀市、湖南市、野洲市、栗東市、守山市)	22,000
エリアⅤ	上記エリアⅠ～Ⅳ以外の区域	33,000

※手数料の徴収方法及び徴収時期

1.徴収方法

手数料は、受付した件数毎に現金での支払い又は振込入金によるものとする。(振込入金の場合は当機関指定の銀行口座とする。なお、振込手数料は申請者負担とする。)

但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込とする。

2.徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込による場合は検査申請のあった日より7日以内に当機関へ振込とする。(但し、掛売の場合は除く。)

新築住宅・賃貸住宅(共同建て)【設備等の未設置状態における適合証明書交付の場合】

表3-1

		竣工現場検査
当機関に住宅性能評価申請があり一定の基準を満たす場合 (フラット35登録マンションの場合に限る)	戸当たり	6,600

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴う建材・設備の部品供給の停止等への対応の取扱いです。

設備等設置後、登録マンションの手続きが別途必要となります。

中古住宅(フラット35・財形住宅融資)

表5(フラット35)

		設計図書有り	設計図書無し
一戸建て等	建築確認日が昭和56年5月31日以前	220,000	別途見積り
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	77,000	165,000
マンション	建築確認日が昭和56年5月31日以前	385,000	別途見積り
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	55,000	110,000

加算額

旧耐震物件で耐震評価を行う場合(一戸建て等)	110,000
旧耐震物件で耐震評価を行う場合(マンション)	330,000
維持保全型の利用「有」の場合 但し、弊社のインスペクション実施物件の場合は不要	5,500
中古プラスの利用「有」の場合 但し、維持保全型(インスペクション実施住宅)との併用はできません	11,000

表6(フラット35S)

		設計図書有り	設計図書無し
金利Bプラン(建築確認日が昭和56年5月31日以前)			
一戸建て等		220,000	別途見積り
マンション		385,000	別途見積り
金利Bプラン(建築確認日が昭和56年6月1日以降)			
一戸建て等	省エネルギー性(開口部断熱)基準	88,000	220,000
	上記以外の基準	110,000	220,000
マンション	省エネルギー性(開口部断熱)基準	66,000	165,000
	上記以外の基準	88,000	165,000
金利Aプラン(建築確認日が昭和56年6月1日以降)			
一戸建て等	新築時の評価書等有り	165,000	別途見積り
	上記以外	別途見積り	別途見積り
マンション	新築時の評価書等有り	165,000	別途見積り
	上記以外	別途見積り	別途見積り
ZEH基準(建築確認日が昭和56年6月1日以降)			
一戸建て等	新築時のフラット35S(ZEH)適合証明書有り	242,000	別途見積り
	上記以外	別途見積り	別途見積り
マンション	新築時のフラット35S(ZEH)適合証明書有り	242,000	別途見積り
	上記以外	別途見積り	別途見積り

加算額

旧耐震物件で耐震評価を行う場合(一戸建て等)	110,000
旧耐震物件で耐震評価を行う場合(マンション)	330,000
設計図書等による審査が必要になる場合	330,000
維持保全型の利用「有」の場合 但し、弊社のインスペクション実施物件の場合は不要	5,500
中古プラスの利用「有」の場合 但し、維持保全型(インスペクション実施住宅)との併用はできません	11,000

中古住宅(フラット35リノベ)

表7

		事前確認	適合証明検査
一戸建て等	フラット35S (金利Bプラン)	77,000	99,000
	フラット35S (金利Aプラン)	165,000	99,000
	買取再販タイプ	132,000	
マンション	フラット35S (金利Bプラン)	55,000	99,000
	フラット35S (金利Aプラン)	165,000	99,000
	買取再販タイプ	132,000	

加算額

旧耐震物件で耐震評価を行う場合(一戸建て等)	110,000
旧耐震物件で耐震評価を行う場合(マンション)	330,000
設計図書等による審査が必要になる場合	330,000
中古プラスの利用「有」の場合 但し、維持保全型(インスペクション実施住宅)との併用はできません	11,000

その他費用

表8(その他費用)

再検査手数料	14,300
適合証明書等再発行手数料	5,500

注1 不明な点がある場合は必ず事前にご相談ください。

注2 現地検査にはエリアにより別途交通費が加算される場合があります。表9～表12をご参照ください。

注3 再検査・再発行が発生した場合の手数料は表8による。

出張費(中古住宅)〈近畿〉

表9

エリアⅠ	大阪府(大阪市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町、守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、交野市、四条畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、太子町、河南町、富田林市、大阪狭山市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町) 兵庫県(尼崎市、伊丹市、川西市、西宮市、芦屋市、宝塚市) 京都府(大山崎町、八幡市、京田辺市、精華町) 奈良県(生駒市、平群町、大和郡山町、斑鳩町、三郷町、王寺町、安堵町、川西町、三宅町、河合町、上牧町、香芝市、広陵町、葛城町)	発生しない
エリアⅡ	大阪府(能勢町、千早赤坂村、河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町) 兵庫県(神戸市(東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区、三田市) 京都府(京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、久御山町) 奈良県(奈良市、天理市、田原本町、大和高田市、橿原市) 和歌山県(和歌山市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、橋本市、九度山町、高野町) 滋賀県(大津市、草津市、栗東市)	5,500
エリアⅢ	兵庫県(神戸市(エリアⅡ以外の区)、明石市、猪名川町、三木市、稲美町、小野市、加東市、丹波篠山市) 京都府(城陽市、井手町、木津川市、宇治市、宇治田原町、和束町、笠置町、南山城村) 奈良県(桜井市、明日香村、御所市、高取町、大淀町、山添村、宇陀市、吉野町、下市町、黒滝村) 和歌山県(和歌山市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、橋本市、九度山町、高野町) 滋賀県(大津市、草津市、栗東市)	11,000
エリアⅣ	兵庫県(丹波市、西脇市、多可町、加西市、加古川市、播磨町、高砂市、姫路市、太子町、福崎町、市川町、神河町) 京都府(南丹市、京丹波町) 和歌山県(海南市、紀美野町、有田川町、有田市、湯浅町、広川町、日高川町) 滋賀県(甲賀市、湖南市、守山市、野洲市、近江八幡市、竜王町、日野市)	22,000
エリアⅤ	奈良県(曽爾村、御杖村、東吉野村、川上村、天川村、五條市、野迫川村、上北山村、下北山村、十津川村) 和歌山県(由良町、日高町、美浜町、御坊市、印南町、みなべ町、田辺市、上富田町、白浜町、新宮市) 滋賀県(東近江市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、彦根市、高島市)	33,000
エリアⅥ	上記エリアⅠ～Ⅴ以外の区域	別途見積もり

※手数料の徴収方法及び徴収時期

1.徴収方法

手数料は、受付した件数毎に現金での支払い又は振込入金によるものとする。(振込入金の場合は当機関指定の銀行口座とする。なお、振込手数料は申請者負担とする。)

但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込とする。

2.徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込による場合は検査申請のあった日より7日以内に当機関へ振込とする。(但し、掛売の場合は除く。)

出張費(中古住宅)〈関東〉※新築住宅・賃貸住宅は未対応地域となります。

表10

エリアⅠ	東京都(新宿区、豊島区、文京区、千代田区、渋谷区、中野区、板橋区、北区、荒川区、台東区、中央区、港区、杉並区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、江東区、目黒区、品川区、大田区、世田谷区、西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市、小平市、小金井市、国分寺市、府中市、三鷹市、調布市、狛江市、稲城市) 埼玉県(川口市、草加市、八潮市、蕨市、戸田市、和光市、朝霞市、志木市、新座市) 神奈川県(横浜市、川崎市) 茨城県(茨木町、水戸市、ひたちなか市、大洗町、東海村、那珂市、笠間市、小美玉市、鉾田市)	発生しない
エリアⅡ	東京都(東大和市、立川市、国立市、日野市、多摩市、武蔵村山市、瑞穂町、羽村市、福生市、昭島市、八王子市、町田市) 埼玉県(さいたま市、三郷市、吉川市、越谷市、松伏町、春日部市、杉戸町、宮代町、白岡市、蓮田市、伊奈町、上尾市、桶川市、川島町、川越市、ふじみ野市、富士見市、三芳町、所沢市、入間市、狭山市、鶴ヶ島市) 神奈川県(鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、海老名市、綾瀬市、大和市、座間市、厚木市、愛川町、相模原市) 茨城県(日立市、常陸大宮市、城里町、桜川市、石岡市、かすみがうら市、土浦市、美浦村、行方市) 千葉県(千葉市、浦安市、市川市、習志野市、船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市、松戸市、柏市、我孫子市、流山市、野田市)	5,500
エリアⅢ	東京都(青梅市、日の出町、あきる野市、檜原村) 埼玉県(幸手市、久喜市、加須市、羽生市、北本市、鴻巣市、行田市、吉見町、坂戸市、東松山市、滑川町、嵐山町、鳩山町、飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、ときがわ町、小川町) 神奈川県(逗子市、葉山町、横須賀市、三浦市、清川村、伊勢原市、秦野市、平塚市、大磯町、中井町、二宮町) 茨城県(高萩市、常陸太田市、つくば市、つくばみらい市、筑西市、下妻市、結城市、八千代町、常総市、阿見町、牛久市、龍ヶ崎市、河内町、稲敷市、潮来市、鹿嶋市) 千葉県(栄町、印西市、酒々井町、佐倉市、四街道市、八街市、市原市、長柄町、袖ヶ浦市、木更津市)	11,000
エリアⅣ	東京都(奥多摩町) 埼玉県(熊谷市、深谷市、寄居町、美里町、東秩父村、横瀬町、秩父市、小鹿野町、皆野町、長瀬町、神川町、本庄市、上里町) 神奈川県(大井町、開成町、松田町、山北町、南足柄市、小田原市、箱根市、湯河原町、真鶴町) 茨城県(大子町、北茨城市、古河市、境町、五霞町、坂東市、守谷市、取手市、利根町、神栖市)	22,000
エリアⅤ	上記エリアⅠ～Ⅳ以外の区域	別途見積もり

※手数料の徴収方法及び徴収時期

1.徴収方法

手数料は、受付した件数毎に現金での支払い又は振込入金によるものとする。(振込入金の場合は当機関指定の銀行口座とする。なお、振込手数料は申請者負担とする。)

但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込とする。

2.徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込による場合は検査申請のあった日より7日以内に当機関へ振込とする。(但し、掛売の場合は除く。)

出張費(中古住宅)〈中部〉 ※新築住宅・賃貸住宅は未対応地域となります。

表11

エリアⅠ	富山県(魚津市、滑川市) 愛知県(名古屋市、尾張旭市、長久手市、日進市、東郷町、豊明市、大府市、東海市、春日井市、小牧市、豊山町、北名古屋市、清須市、大治町、あま市、蟹江町、津島市、飛島村、弥富市、岩倉市、大口町、扶桑町、江南市、一宮市、稲沢市、愛西市)	発生しない
エリアⅡ	富山県(富山市(山間部は別途見積り)、射水市、舟橋村、立山町、上市町、黒部市、入善町、朝日町) 愛知県(瀬戸市、犬山市、みよし市、刈谷市、知立市、安城市、高浜市、碧南市、東浦町、知多市、阿久比町、半田市、常滑市、武豊町) 三重県(木曾岬町、桑名市、東員町、朝日町、川越町)	5,500
エリアⅢ	富山県(砺波市、小矢部市、高岡市、氷見市) 愛知県(豊田市、岡崎市、幸田町、蒲郡市、西尾市、美浜町、南知多町) 三重県(いなべ市、菰野町、四日市市)	11,000
エリアⅣ	富山県(南砺市) 愛知県(設楽町、豊根村、東栄町、新城市、豊川市、豊橋市、田原市)	22,000
エリアⅤ	上記エリアⅠ～Ⅳ以外の区域	別途見積もり

出張費(中古住宅)〈九州〉 ※新築住宅・賃貸住宅は未対応地域となります。

表12

エリアⅠ	福岡県(福岡市、古賀市、新宮町、久山町、篠栗町、粕屋町、須恵町、志免町、宇美町、太宰府市、春日市、大野城市、那珂川市、筑紫野市) 鹿児島県(鹿児島市、日置市)	発生しない
エリアⅡ	福岡県(糸島市、福津市、宗像市、宮若市、飯塚市、桂川町、筑前町、小郡市、岡垣町、芦屋町、水巻町、遠賀町、中間市、鞍手町、直方市、小竹町、福智町、糸田町、田川市、川崎町、嘉麻市、朝倉市、大刀洗町、久留米市)	5,500
エリアⅢ	福岡県(北九州市、荏田町、香春町、大任町、赤村、行橋市、みやこ町、築城町、添田町、東峰村、うきは市、広川町、八女市、筑後市、大木町、大川市、柳川市、みやま市)	11,000
エリアⅣ	福岡県(豊前市、上毛町、吉富町、大牟田市) 鹿児島県(エリアⅠ以外)	22,000
エリアⅤ	上記エリアⅠ～Ⅳ以外の区域	別途見積もり

※手数料の徴収方法及び徴収時期

1.徴収方法

手数料は、受付した件数毎に現金での支払い又は振込入金によるものとする。(振込入金の場合は当機関指定の銀行口座とする。なお、振込手数料は申請者負担とする。)

但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込とする。

2.徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込による場合は検査申請のあった日より7日以内に当機関へ振込とする。(但し、掛売の場合は除く。)